

## JAPANESE

### 前文

ここに署名したヨーロッパ諸大学の学長は、ヨーロッパ共同体（EC）諸国間の境界線が 4 年後に取り除かれるという時期に、ヨーロッパ最古の大学であるボローニャ大学の 900 年祭に集まった。そして、すべてのヨーロッパ諸国間の今後の一層の協力関係の緊密化を期待し、諸大学が、変化が激しく国際化の進展が著しい社会において、一層の役割を果たしていくことを人々と諸国家がこれまで以上に認識するようになることを信じ、次のように考える。

1. 20 世紀末を迎えつつある今日、人類の将来は、ますます文化・科学・技術の発展に依存している。これは、真の大学に代表される文化・知識・研究の拠点において、培われるものである。
2. 若き世代に学識を波及させるべき大学の使命は、今日では、同じく社会全体に対しても波及させてゆくべきである。そしてまた、社会の文化的・社会的・経済的将来においては、とくに生涯教育への投資が求められている。
3. 大学は、将来の世代に対して、自然環境と生命自体の調和の尊重を教え、それを広げてゆく教育・訓練を継続すべきである。

ここに署名したヨーロッパ諸大学の学長は、すべての国家とその国民の良心に向けて、大学の使命を果たすために求められる 5 原則を、ここに宣言する。

### 基本原則

1. 大学とは、自治組織であり、地理的・歴史的経緯を背景に異なる形態で組織化された社会の核心となるべきものであり、研究と教育を通じて文化を創造し、検証し、評価を行い、それを伝えて行くべきものである。

その課題に関する世界の必要性に答えるため、大学での研究と教育は、すべての政治的権威や経済的圧力から、道義的にも学問的にも自立していなければならない。

2. 大学における教育と研究は、不可分の関係にあるべきであり、講義は必要性の変化、社会的需要および科学知識の進歩に遅れてはならない。
3. 研究と講義の自由は、大生命の基本的原則であり、政府と大学は、各自がその存在領域の中で、この基本的原理の尊重を確保しなければならない。

大学は寛容でなければならず、また、つねに対話への道をあけておくべきである。その意味で、大学は、知識の伝達のほか、研究・革新を通じて学識を深める教師と、学識を受容し精神を豊かにすることを認められた有能かつ意欲的の学生との理想的な触れ合いの場となる。

4. 大学とは、ヨーロッパの人道主義の伝統・知的財産の受託者である。また大学は、普遍的学識の獲得につねに配慮すべきである。そしてその使命達成のために、地理的・政治的国境線を超越し、多様な文化が相互に影響しあうことの必要性を確認すべきである。

### 具体的方策

以上の基本的原則に基づき大学の目標を達成するためには、現在の状況に適合する効果的な諸方策が求められる。

1. 研究と教育での自由を守るために、大学すべての構成員が自由を享受できるようその手段が確保されなければならない。

2. 教員の採用とその地位に関する規定においては、研究と教育が不可分の関係にあるという原則を遵守する必要がある。

3. 各大学は、それぞれの状況に対して配慮をすることを当然の前提として、学生たちの自由が保障され、彼らの目指す文化の学習と訓練が得られるよう条件を整えなければならない。

4. 大学は、とくにヨーロッパにおいては、情報と記録文書の相互交換、および学習・研究のための共同プロジェクトの実施が知識の増進に不可欠であると認識すべきである。

大学は草創期から、教師・学生間の交流を奨励し、そして各国間の地位・肩書および試験についての差別を撤廃し、さらにその使命遂行に不可欠な奨学金の提供をも展開している。

ここに署名をした学長たちは、それぞれの大学を代表し、自らの権限の下で、各国および関連する組織に対し、この憲章に基づく政策の形成に努めるよう求める。この憲章は諸大学が、一致した願望として、自由に決定し、宣言したものである。